

IT コーディネータ制度、および IT コーディネータ資格認定制度の改定について

2005 年 12 月 16 日

特定非営利活動法人 IT コーディネータ協会

昨年度から進めてまいりました IT コーディネータ制度、および資格認定制度の改善見直しについて、その概要の公示をいたします。

1. これまでの経緯

2001 年 2 月の IT コーディネータ制度創設以降、資格認定者は比較的順調に増加し、一般社会からも認知が得られる一定の規模になりました。この間、IT コーディネータ(以下 ITC と記す)の活用、活動の「場」も徐々に広まり、画期的成功事例も散見されるなど一定の成果は得ているものの、克服すべき多くの課題も顕在化してきました。この度、公示します制度分野については、最も優先すべき課題と認識して取り組んできましたが、その概要は下記の通りです。

CBK(Common Body of Knowledge、知識体系)の改訂: 2003 年度事業

ITC プロセス・ガイドラインの改訂: 2004 年度事業

ITC 制度、ITC 資格認定制度の改善見直しの方向付け: 2004 年度事業

ITC 協会の最高意志決定機関である理事会での改善見直しの基本方針と改善骨子の承認、および通常総会での改善骨子についての承認、公表済み

上記 項に基づく改善内容の基本設計・開発と移行準備: 2005、2006 年度事業

本年 11 月 27 日に、ITC プロセス・ガイドライン 版に基づく最後の ITC 補試験が終了しましたので、制度改善、改定のポイントについて、資格認定者の皆様や関係者の方々に、公示することとしました。

2. 改善見直しの基本方針

CS(顕在化した問題点、事実、顧客の声等を総合して CS としています)と、ITC 制度の当初ビジョンに照らしての問題、課題認識を基に、ITC 制度の「次のステージ」に相応しい ITC 制度、ITC 資格認定制度への改善、改定とする。

2005 年度を ITC 制度の「次のステージ」への移行準備期間と位置づけ、2006 年度実現を目指す。

3. ITC 制度、ITC 資格認定制度の主な変更点

3-1. ITC 制度の改定

3-1-1. ITC 補制度の廃止

- ・ これまでの実態を踏まえ、ITC 補資格を廃止します。
- ・ これに伴い、ITC 補の方は、2006 年 4 月 1 日に原則 ITC に切り替えます。

3-1-2. 専門スキル特別認定制度の新設

- ・ 専門スキルが認められる ITC 関連他資格保有者には、後述する ITC 資格認定条件としての試験の一部を免除する制度で、ケース研修最終日に試験を受験していただきます。
- ・ 専門スキル特別認定制度の対象資格は、公認会計士、税理士、中小企業診断士、技術士(経営工学、情報工学、総合技術監理部門)、経営品質協議会認定セルフアセッサーとします。

3-2. ITC 資格認定制度の改善、改定

3-2-1. 資格認定用試験の改定

- ・ ITC 補制度の廃止により、名称を ITC 試験に変更します。
- ・ ITC 活動が経営系 ITC と情報系 ITC のペアで実績をあげている実態を踏まえ、試験問題構成を ITC に求められる共通知識 (= ITC 専門知識) と、経営系、情報系それぞれの専門分野での知識 (ITC 知識体系での前提知識) を踏まえ ITC としての専門知識を確認できる試験問題構成とします。
- ・ 経営系、情報系それぞれに求められる ITC としての専門知識を確認する問題については、受験者の選択領域とします。
- ・ 専門スキル特別認定制度における「ITC 資格認定条件としての試験の一部を免除」とは、経営系、情報系それぞれに求められる ITC としての専門知識を確認する問題を免除することを指しています。

3-2-2. ケース研修の改定

- ・ ITC プロセス・ガイドライン改訂を機に、ケース研修の一層の充実を図ります。
- ・ 現行ミニケース研修 5 日間、スルー研修 10 日間を、スルーケースへ一本化します。
- ・ 座学を通算 4 日相当と、スルーケースではロールプレイを導入し、より実践的な研修とします。

3-2-3. 継続研修の改善

- ・ 協会主催研修を、ITC の属性、ITC プロセス、研修レベルの 3 つの軸から整理し、実践型研修を重視するとともに、研修メニューの多様化を図ります。
- ・ 協会主催、協会認定、協会後援研修と、3 種類ある継続研修全体のカリキュラムを一覧化し、受講者の利便性を図ります。
- ・ 研修メニューを開示し、届出組織の希望に応じて場所・日程を定める実施方法を一部導入します。

3-2-4. マルチエントリーポイント制の改善

- ・ マルチエントリーポイント制を、「資格更新条件」に改名します。
- ・ 資格更新条件は、「実務活動状況報告書」(A4 で 1 枚) と、知識ポイントで構成します。
- ・ 個人学習の上限を、年間 4 ポイントから 6 ポイントとし、ポイント換算値を、8 時間 1 ポイントから 4 時間 1 ポイントにします。
- ・ 関連他資格者の資格維持の行為に対し個人学習 6 ポイントを付与します。関連他資格は、資格維持に継続学習が義務付けまたは推奨されている、公認会計士、税理士、中小企業診断士、技術士 (情報工学、経営工学、総合技術監理部門)、経営品質協議会認定セルフアセッサー、PMP、CISA、公認システム監査人、ISO9000 審査員、ISMS 審査員とします。
- ・ 他の ITC 育成や有用な研究・調査など、ITC の知識を共有しビジネスに有益と考えられる実践的な活動を知識ポイント化します。
- ・ 資格一時休止の適用規定を変更し、資格復帰条件を新たに設けます。

4. 実施予定時期

ITC 補制度の廃止	2006 年 4 月 1 日
専門スキル特別認定制度の新設	2006 年 4 月 1 日
資格認定用試験の改定	2006 年 5 月の ITC 試験より
ケース研修の改定	2006 年第 2 期(夏季)ケース研修より
継続研修の改善	2006 年 4 月 1 日より順次
マルチエントリーポイント制の改善	2006 年 4 月 1 日より

5. 今後の予定

詳細の運用規定については、2006 年 2 月末までに公示の予定です。

以上

お問い合わせ

詳細の運用規定については、2006 年 2 月末までに公示の予定です。今回の公示情報の範囲内についてのお問い合わせに限らせていただきます。

特定非営利活動法人 ITコーディネータ協会 (ITCA) 事務局

ITCA ホームページ(<http://www.itc.or.jp/>)のお問い合わせフォーム「全般」宛てにお願いします。

〒105-0011 東京都港区芝公園 1-8-21 芝公園リッジビル 7F

Tel 03-5733-8380 Fax 03-5733-8388 <http://www.itc.or.jp>